Vol.016 税界タイムス
www.zeikai.net
年間購読料（6号分・前納・送料共）
2,800円（税込）
発行日：2010年6月1日（火）
発行所：㈱ゼイカイ
住　所：〒160-0015
東京都新宿区大京町23-3
電　話：03-5858-6718

税理士法改正

タタキ台に“物申す”が3千件超

現場の税理士の反応と温度差も‥‥

日税連は昨年８月、税理士法改正に関するプロジェクトチーム（PT）を設置し、日税連ホームページを通じて「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を公表した。その後、全国の税理士から意見を募集していたが、このほど集約結果がまとまった。その内容を見ると、タタキ台の項目について多くの税理士が反対するものもあり、プロジェクトチームと現場の税理士の考え方に温度差があるようだ。

税理士法に関するタタキ台の意見募集は、締め切り期限となった今年３月末までに３２５１件の意見が税理士はじめ税理士団体等から寄せられた。

今回のタタキ台で、多くの税理士が注目しているのが「弁護士・公認会計士への自動資格付与の見直し」について。集約結果によると、「原則として、弁護士は会計１科目、公認会計士は税法1科目の合格を要するが、経過措置として特別研修の受講をもってこれに代えることができる」というタタキ台に賛成する意見が59件、「現行どおり」は55件だった。

一方、「科目合格を課すべきだが、対象科目について、より制限すべき（科目数増・必須科目の設定等）」が149件、「科目合格は課すべきだが、経過措置には反対」が68件、「自動資格付与・科目免除をすべて廃止すべき」が55件寄せられている。こうした意見からも、多くの税理士がタタキ台の内容では不十分と見ていることが分かる。

とくに、若手税理士らの間からは反対意見が顕著に出ている。例えば、「全国青年税理士連盟」では、同項目について、「経過措置として特別研修を受講することにより、税理士試験を経由せずに資格を付与するような制度を創設することは容認できない。たとえ経過措置だとしても、特別研修を受講することで税理士としての資質を認めることになり、自動資格付与の議論に終止符を打ち、実質的には恒久的な制度となるおそれがある。これでは新たな指定研修制度として税務官公署等行政実務経験者に対する実質試験免除制度の二の舞になりかねない」などと指摘しており、自動資格付与に強く反対している。

タタキ台の項目の中には、税理士からのウケが悪いものも見られる。たとえば、税理士の「研修受講の義務化」。これについて「賛成」は111件、「義務化には賛成だが、会則・規則で対応すべき」が32件。一方、「反対（現在の努力義務規定でよい）」は99件で、研修受講の義務化に反対する税理士が4割を占めている。日税連幹部の間では、税理士の資質向上として研修義務化の必要性が議論されていたが、現場の税理士の声を踏まえると、このまま義務化を押し通すわけにはいかないようだ。

また、税理士試験受験者が受験勉強に集中できるようにする観点から、実務経験のない若年者層などが、試験合格後速やかに実務に就ける制度として「実務修習制度の創設」がタタキ台に盛り込まれている。これは、日税連が主催し、各税理士会で実施するとしているが、同項目に関する「賛成」は41件、「条件付賛成（修習内容等の強化）」が41件、「反対」は58件あった。現状、税理士資格を取得し、独立開業時の際には、この２年間の実務経験の内容や証明でしばしばトラブルが起こっている実情がある。そのため、実務修習制度のような制度があっても良いと考えられるが、「司法修習制度や公認会計士試験合格者に対する実務補習制度等の内容や期間を参考に、高度なレベルが絶対条件」（全国青年税理士連盟）などの意見も出ている。

このほか、現場の税理士の大半が反対を示した項目もある。「税理士職業賠償責任保険への加入義務」については「賛成」43件に対して「反対（義務化すべきではない）」が117件。これだけ反対の声がある以上、今後、税理士法改正の要望項目から外される可能性は高いといえる。

また、税理士業界で以前から評判が良くなかった補助税理士制度について「専従税理士への呼称変更」という改正項目が盛り込まれた。これについては、「賛成」が7件、「反対」は66件。“補助税理士”という名称が誕生した当初も不評だったが、“専従税理士”という呼称は“補助”よりも受け入れられそうにもない。“補助”でも“専従”でもバッシングを受けるなら、いっそのこと希望する名称を募集したほうが良さそうだ。

タタキ台以外の項目としては、「税理士法第１条について納税者擁護を盛り込む」「税務及び会計に関する専門家とする」などが75件。役員選挙に関しては、「日税連会長選挙を会員の直接投票とする」などの意見が35件寄せられた。

時代の変化に伴い、その時勢にマッチした法改正は必要といえる。しかし、税理士の大半が求めていない改正については、慎重に議論していくことが必要だ。今後、日税連では特別委員会を設置して、今回の集約結果を踏まえつつ、来年あるいは再来年とされる法改正に向けて検討を進めていく予定だが、今回集約された意見が今後の議論の中で反映されなければ、“とりあえず現場の声を聞いた”というポーズに過ぎない。業界エゴを捨てて、より国民に「信頼と安心」を与える制度設計を望みたい。

租税専門家を育成する「ファルクラム」始動。判例研究中心に毎月ゼミ開講へ

重要判例と呼ばれる税務訴訟が頻発するなか、判例の知識を実務に活かしたいという税理士らを支援する租税専門家研究グループ「ファルクラム」がこのほど発足し、活動を開始させた。

この研究会グループは、昨年４月に発足した租税制度や納税環境整備などを多角的に研究して行くシンクタンク機関としての「一般社団法人アコード租税総合研究所」（所長＝酒井克彦国士舘大学法学部教授）の活動に加えて、新たに租税専門家の「要」を育成する機関として発足させたもの（詳細は前号５面インタビュー記事参照）。今後１年間にわたり判例研究をメインにしたゼミをほぼ毎月開講していく。研究員は毎月募集し、研究員のなかから判例研究事例の報告をしてもらうが、研究会を傍聴して勉強したい方にも参加してもらい、租税法研究に関心のある税理士ら実務家を育成していく活動を展開する。

６月開講の研究員の募集がスタートしているが研究員には毎月、セミナーＤＶＤが送付されるほか、優秀な研究結果は、「アコード Ｔａｘ Ｒｅｖｉｅｗ」に掲載される。また、入会会員事務所は、職員を２名まで無料参加させることができる。

このほど、東京・港区の第一法規（株）９階ホールで開かれた発足記念講演会（写真）には、税理士らの実務家80名が参加。当日は、ファルクラム酒井克彦代表理事が「最近の税務訴訟の動向」および「重要租税判例の分析と解説」（興銀事件・ストック・オプション訴訟ほか）をテーマに講演。また、「実務に役立つ裁判例の探し方」について、第一法規の担当者が解説。講演で酒井代表理事は、「重要な判例を見落としがちになっている点に専門家としてのリスクが潜んでおり、争いになった法律の趣旨や経緯をきちんと理解して、租税主義実現のための”要”になって欲しい」と参加を呼びかけた。なお、次回の研究会は６月19日、東京・台東区の「上野ターミナルホテル」で開催される。問い合わせは、一般社団法人ファルクラム事務局（TEL：03-5799-4588）まで。

TANO-kun
たのめーる
税理士協同組合 組合員様専用
たのめーるをご利用いただけます。

ただいま発刊中
1,500円（税別）以上お買上げで送料無料！
サービスの概要・新規お申込は…
日本税理士協同組合連合会ホームページ
http://www.nichizei.or.jp/
HOME → 事業のご案内
共同購入事業
このページをご覧ください
大塚商会「たのめーる」
「たのめーる」は、㈱大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され商品点数は約20,700点（vol.23現在）。同様にインターネットでは約65,000点の商品を取り揃えています。
大塚商会